

別記様式第1 (第2条関係)

(その1)		※整理番号						
		※受理年月日						
		※証明書番号						
		※証明書交付年月日						
核燃料物質等運搬届出書								
年 月 日								
公安委員会 殿								
住所								
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (印)								
原子力事業者等の区分 (注1)								
担当者 電話番号								
運 搬 日 時 (注2)		年 月 日 時から 年 月 日 時まで						
出 発 地 (注3)								
到 達 地 (注3)								
運 搬 経 路	経由地点 (注4)	距 離(km)		路線名	所要時間 (分)	運行時刻	運搬手段	備 考 (注5)
		区 間	キロ程					
この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容								
記 載 事 項				運 搬 の 内 容				
そ の 他 の 記 載 事 項				用 紙 (そ の 2) の と お り				

(その2) 運搬の内容				
輸送物	種類及び個数 (注6)			
	核燃料物質等の名称及び数量 (注7)			
	区分及び区分別数量 (注8)			
運送人	氏名 (法人にあつては、その名称)			
	住所			
運行責任者氏名 (注9)				
同行者氏名 (注10)				
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積載方法 (注11)				
携行資器材の名称及び個数				
運搬要領 (注12)				
警察機関への連絡要領				
応急措置要領				
摘要 (注13)				

- 注1 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等若しくは旧使用者等又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の別を併記すること。
- 2 この欄には全運搬経路の運搬日時を記載すること。
- 3 この欄には全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
- 4 この欄にはこの運搬届出書を提出する都道府県の運搬経路に係る内容を記載すること。
- 5 この欄には駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
- 6 L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第124号）第1条第1項

の表第1号又は第2号に該当する場合は区分Ⅰ、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分Ⅱ、同表第7号から第10号までのいずれかに該当する場合は区分Ⅲとそれぞれ併記すること。

7 燃料要素、燃料集合体又は使用済燃料にあつてはその旨及び単位体数を、その他の核燃料物質にあつては化学上の名称及び重量を記載すること。核燃料物質によつて汚染された物にあつては、その旨及び重量を記載し、当該汚染された物の名称、汚染の状況及び汚染の程度を記載した書面を添付すること。

8 照射されていない燃料の場合には、濃縮ウラン、プルトニウム及びウラン233の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、濃縮度及びウランの量を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及びプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及びウラン233の量を記載すること。照射された燃料の場合には、照射前の濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、照射前の濃縮度及び照射前のウランの量（濃縮度が10パーセントに達しないものにあつては濃縮ウランの区分に属する旨、照射前の濃縮度、照射前のウランの量及び照射直後の吸収線量率）を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のウラン233の量を、天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射直後の吸収線量率を記載すること。

9 運搬に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。

10 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者で、運搬に同行し、当該核燃料物質等の保安のため必要な監督を行うものを記載すること。ただし、BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつて、その者を同行させないときは記載を要しない。

11 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。

12 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

13 法第59条第2項の原子力規制委員会又は国土交通大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認（同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。）の有無及び同規則第14条又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。

備考1 用紙（その1）は運搬の経路となる区域を管轄するすべての都道府県公安委員会に、用紙（その2）は出発地公安委員会に提出すること。

2 ※印欄には記載しないこと。

3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

